

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和８年度国道１０号光ケーブル災害仮復旧工事
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 大分河川国道事務所長 伊藤 浩和 大分市西大道１丁目１番７１号
契 約 締 結 日	令和 ８年 ６月２６日
契約の相手方の氏名及び住所	株式会社清電社 大分県大分市向原西１丁目８番２９号
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ２， ７ １ ７， ０ ０ ０ －
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥ ２， ７ １ ７， ０ ０ ０ －
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 業務名：令和8年度国道10号光ケーブル災害仮復旧工事

2. 履行場所：大分県速見郡日出町地先

3. 随意契約の相手方 名 称：株式会社清電社
住 所：大分市向原西1丁目8番29号
電 話：097-551-1222

4. 随意契約適用法令

会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

令和8年6月23日からの豪雨災害に伴い、道路陥没による光ケーブル損傷が生じた国道10号速見郡日出町地区にて、光ケーブル敷設・接続作業を行うものである。

(2) 理由

株式会社清電社は、大分河川国道事務所と「大分河川国道事務所管内等における災害時応急対策工事（光ケーブル）に関する基本協定」を締結している業者である。

聞き取り調査の結果、光ケーブル復旧作業にあたり、迅速且つ的確な出動体制を確保し最も短い時間で対応出来ると判明した。

以上のことから株式会社清電社は本件を適正に履行できる唯一の契約相手方である。このため本件は、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により、株式会社清電社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

大分河川国道事務所 防災課長